平成３０年（フ）第６０号
栃木県塩谷郡塩谷町大字熊ノ木３番地10　町営住宅桧橋団地40号室
債務者　田中　紀子
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第４１号
愛知県豊橋市町畑町字森田49番地（１―103）
債務者　橋本　岳寛
1　決定年月日時　平成30年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月14日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第４２号
愛知県豊川市美和通１丁目16番地　ラフォーレクラチ302号
債務者　加藤　浩樹
1　決定年月日時　平成30年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月14日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第４３号
愛知県豊川市美和通１丁目16番地　ラフォーレクラチ302号
債務者　加藤　章子
1　決定年月日時　平成30年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月14日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第４６号
愛知県豊橋市中岩田６丁目１番地（16―202）
債務者　高橋　宜子
1　決定年月日時　平成30年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月14日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第１９号
静岡県榛原郡川根本町下長尾799番地の１、旧住所静岡県島田市島820番地の９
債務者　竹内　邑季
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定中更正

平成２９年（フ）第１０号
新潟県佐渡市千種952番地２　内山アパート103号、開始決定時の住所新潟県佐渡市新穂34番地
破産者　土屋　秀行
1　主文　当裁判所が平成29年11月28日になした破産手続廃止及び免責許可決定中、破産者の住所につき「新潟県佐渡市千種952―２　内山アパート303号室」とあるのを「新潟県佐渡市千種952番地２　内山アパート103号」と更正する。
2　決定年月日　平成30年３月６日
新潟地方裁判所佐渡支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第５７０号
仙台市若林区荒井１丁目18番地の13　コーポマツキ201、開始決定時の住所仙台市若林区荒井字高屋敷15番地の２　コーポマツキ201
破産者　千葉　崇
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３２号
福岡県福津市宮司２丁目２番１―302号、開始決定時の住所福岡県朝倉郡筑前町下高場1945番地９
破産者　藤野かおり
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第６４６号
神戸市垂水区南多聞台７丁目46番407号
破産者　森玉　康宏
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５５号
熊本県上益城郡御船町滝川1864―４、住民票上の住所熊本県宇城市松橋町久具2053番地２
破産者　岡村　敏治
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３２５号
大分市大字鴛野1106番地（グランツ弐201）、開始決定時の住所大分市大字鴛野1651番地の10
破産者　有本　洋
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２２９号
茨城県那珂市瓜連1757―３、住民票上の住所茨城県日立市十王町伊師本郷1202番地
破産者　関口　伸一
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３６３号
神奈川県藤沢市鵠沼松が岡２丁目13番12号　パインヒルズウエスト102
破産者　加藤惠美子
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４４５号
東京都町田市山崎町2200番地　山崎団地３―３―203
破産者　土屋　吉男
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係